

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第23号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和30年葛飾区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第27条の5第2項中「及び第13条の3」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年6月1日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第27条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て葛飾区規則で定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年葛飾区条例第41号）の一部

を次のように改正する。

付則第 9 項中「及び第13条の 3」を削る。